

とよかわブランド推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業振興、観光振興及び地域活性化を図るため、とよかわブランドを活用した新商品の開発、とよかわブランドの普及啓発等の取組に対して市の予算の範囲内で交付するとよかわブランド推進事業費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) とよかわブランド とよかわブランド認定委員会において、豊川市の産業振興、観光振興及び地域活性化を図ることを目的として認定された市内に存する資源をいう。
- (2) 地域づくり 地域住民等が主体となって地域課題を解決していく活動及び取組をいう。
- (3) 市税等 市民税・県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) とよかわブランド又はとよかわブランドに密接に関連する素材を主に使用した新商品の開発及びその普及啓発に関する事業
- (2) とよかわブランドの普及啓発を目的とした事業であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 新たなイベント等の実施に関する事業
 - イ 商談会、イベント等へ参加する事業（この要綱に基づいて過去に補助金の交付を受けた事業内容と同一のものを除く。）
 - ウ とよかわブランドを紹介するチラシ、ポスター、ホームページの作成等の事業（この要綱に基づいて過去に補助金の交付を受けた事業内容と同一

のものを除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、本市の他の制度による補助の対象となるときは、補助対象事業としない。国、他の地方公共団体等から補助を受けるときも、同様とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。
 - (1) 公序良俗に問題のある事業
 - (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業
 - (3) 宗教行事等に係る事業
- 4 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う事業者又は地域づくりに取り組む団体等として市長が認めた者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 市税等の滞納をしていないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）である団体でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体又は暴力団員でないこと。
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は個人でないこと。
 - (5) 宗教上の組織若しくは団体でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。なお、簡易課税事業者及び課税事業者の補助金対象経費については、消費税相当額を除いたものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施までに、とよかわブランド推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者 アからオまでに掲げる書類

- ア 事業計画
- イ 収支予算書
- ウ 事業所の概要
- エ 履歴事項全部証明書その他事業を営んでいることが分かる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 地域づくりに取り組む団体等として市長が認めた者 アからオまでに掲げる書類

- ア 事業計画
- イ 収支予算書
- ウ 団体等の概要
- エ 地域づくりに取り組んでいることが分かる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1の申請者につき1の会計年度当たり、1回に限り、行うことができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、とよかわブランド推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、当該各号に定めるものに、とよかわブランドエンブレム（様式第3号）を表示しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号の事業を行う補助事業者 同号の新商品の包装、容器等
- (2) 第3条第1項第2号の事業を行う補助事業者 アからウまでに掲げるもの
 - ア 第3条第1項第2号アのイベント等を周知するチラシ、ポスター等、又は販売するとよかわブランドの包装、容器等
 - イ 第3条第1項第2号イの商談会、イベント等で展示し、又は販売するとよかわブランドの包装、容器等
 - ウ 第3条第1項第2号ウのチラシ、ポスター、ホームページ等

3 前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による決定に条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかにとよかわブランド推進事業費補助金事業変更交付申請書(様式第4号)を市等に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の費目間の流用で、流用額が2割以内のもの

(2) 補助事業の目的を損なわない程度の事業内容の細部の変更

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第6条第1項の規定による通知を受け取った日から起算して10日を経過する日までに、とよかわブランド推進事業費補助金交付申請取下書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した時は、「補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで」に、とよかわブランド推進事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 経費の支払い等を証明する書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、とよかわブランド推進事業費補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業の完了後、補助対象者の請求に基づき交付する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき
- (4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、とよかわブランド推進事業費補助金取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間において保存しなければならない。

(補助事業終了後の調査)

第14条 市長は、補助事業完了後においても、補助事業の成果に関する調査を実施することができる。この場合において、補助事業者は、これに応じなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助金の額	
第3条第1項第1号に掲げる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・委員、講師又は調査研究員等の外部専門家に対する謝金、旅費（補助対象者の役職者を除く。） ・専門知識・技術を必要とする部分について、第三者に委託する際に支払われる経費 ・展示会出展料、会議費、会場借料、会場整備費、機器等借上料、印刷製本費、調査研究費、宣伝広告費、通訳料、消耗品費、保険料、研修・講習会費、ホームページ作成費、雑役務費等の事業経費 	補助対象経費全ての合計額の2分の1に相当する額（50万円を上限とする。）	
第3条第1項第2号に掲げる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・委員、講師又は調査研究員等の外部専門家に対する謝金、旅費（補助対象者の役職者を除く。） ・専門知識・技術を必要とする部分について、第三者に委託する際に支払われる経費 ・会議費、会場借料、会場整備費、機器等借上料、印刷製本費、調査研究費、宣伝広告費、通訳料、消耗品費、保険料、研修・講習会費、ホームページ作成費、雑役務費等の事業経費 		
	イの事業		<ul style="list-style-type: none"> ・委員、講師又は調査研究員等の外部専門家に対する謝金、旅費（補助対象者の役職者を除く。） ・専門知識・技術を必要とする部分について、第三者に委託する際に支払われる経費 ・展示会出展料、会場借料、会場整備費、印刷製本費、調査研究費、宣伝広告費、通訳料、消耗品費、保険料、研修・講習会費、ホームページ作成費、雑役務費等の事業経費
	ウの事業		<ul style="list-style-type: none"> ・委員、講師又は調査研究員等の外部専門家に対する謝金、旅費（補助対象者の役職者を除く。） ・専門知識・技術を必要とする部分について、第三者に委託する際に支払われる経費 ・印刷製本費、調査研究費、宣伝広告費、通訳料、消耗品費、研修・講習会費、ホームページ作成費、雑役務費等の事業経費
各事業共通	<ul style="list-style-type: none"> ・その他事業目的を達成するために不可欠と市長が認める経費。 		

備考 飲食経費、販売用又は贈呈用の物品の購入費等、金券等の取得費及び使用目的が補助対象事業に特定できない経費は、補助対象経費に含めない。

様式第1号（第5条関係）

とよかわブランド推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住所
氏名
〔法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名〕

下記のとおりとよかわブランド推進事業費補助金を交付してください。

記

交付申請額 円
交付申請額の算出基礎
補助事業の目的及び内容
事業実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
備考

添付書類

とよかわブランド推進事業費補助金交付要綱第5条に掲げた書類

様式第2号（第6条関係）

とよかわブランド推進事業費補助金交付決定通知書

（文書番号）

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のありましたとよかわブランド推進事業費補助金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

豊川市長 氏 名 印

記

交付決定額 円

交付の条件

- 1 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を得ること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助金を補助事業以外の目的又は用途に使用しないこと。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

きてみて感じていいね!
とよかわ



様式第4号（第7条関係）

とよかわブランド推進事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、その所在〕
〔地、名称及び代表者氏名〕

下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、承認してください。

記

交付決定通知書番号
変更する内容
備考

添付書類
変更内容がわかるもの

様式第5号（第8条関係）

とよかわブランド推進事業費補助金交付申請取下書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、その所在〕
地、名称及び代表者氏名

下記のとおり補助事業の申請を取り下げます。

記

交付決定通知書番号
取下げの理由
備考

様式第6号（第9条関係）

とよかわブランド推進事業費補助金実績報告書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、その所在
地、名称及び代表者氏名〕

年 月 日付け（文書番号）で補助金交付決定のあつた補助事業
について、下記のとおり実施しました。

記

交付決定額	円
精算額	円
補助事業の内容及び成果	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

添付書類

とよかわブランド推進事業費補助金交付要綱第9条に掲げた書類

様式第7号（第10条関係）

とよかわブランド推進事業費補助金確定通知書

（文書番号）

住 所

氏 名

年 月 日付けで実績報告のありましたとよかわブランド
推進事業費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定します。

年 月 日

豊川市長 氏 名 印

記

補助金の確定額

円

様式第8号（第12条関係）

とよかわブランド推進事業費交付決定取消通知書

（文書番号）

住 所

氏 名

年 月 日付け（文書番号）でした補助金交付決定について、
下記のとおり取り消します。

年 月 日

豊川市長 氏 名 印

記

1 取消しの理由

2 取消しの内容